

# 浄化槽設置補助金申請の手続

《審査機関→市》

浄化槽設置届の受領

※申請者の方が審査機関に設置届を提出後、市へ送付され、市において、放流先の関係機関と放流についての協議を行います。  
※その後、放流先について、申請者、設置業者へ条件等を付し回答します。

《浄化槽設置補助金申請に係る手続き》

※ 建築確認申請書または浄化槽設置届提出後、原則として浄化槽工事着工前に申請してください。

《申請者→市》

補助金交付申請書の提出  
(※①添付書類)

《市→申請者》

補助金交付決定の連絡

工事の実施

工事の完了

《申請者→市》

実績報告書の提出  
(※②添付書類)

《市→申請者》

補助金確定通知の連絡

補助金の払込

## ※①『添付書類』

- ・事業計画書並びに収支予算
- ・誓約書
- ・浄化槽設置届（写）
- ・位置図（申請場所確認用）
- ・浄化槽工事見積書（写）
- ・設置工事請負契約書（写）
- ・【10人槽まで】登録浄化槽管理票（C票、登録証）
- ・【10人槽以上】型式適合認定証、仕様書および図面
- ・保証登録証
- ・賃貸人の承諾書（住宅を借りているものに限る）
- ・その他市長が必要と認める書類

（宅内配管工事費の補助を申請する場合）

- ・宅内配管工事費の見積書

（単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去の補助を申請する場合）

- ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽の位置図および現況図
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去処分費用見積書
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況写真

## ※②『添付書類』

- ・事業完了届
- ・実績報告書
- ・事業実施報告書並びに収支決算書
- ・設置確認チェックリスト
- ・設置業者請求書（写）
- ・検査依頼書（写）
- ・維持管理契約書（写）
- ・清掃委託契約書（写）
- ・工事写真（施工前、施工状況、施工後、完成（3部））

（宅内配管工事がある場合）

- ・工事写真（施行前、施工状況、施工後、完成）
- ・宅内配管工事に要した費用の請求書（写）

（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去がある場合）

- ・工事写真（施行前、施工状況、施工後、完成）
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要した費用の請求書（写）

- ・その他市長が必要と認める書類

- ・補助金交付請求書